

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成24年5月31日
【事業年度】	第11期（自平成23年3月1日至平成24年2月29日）
【会社名】	株式会社北の達人コーポレーション
【英訳名】	Kitanotatsujin Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 勝寿
【本店の所在の場所】	札幌市北区北七条西一丁目1番地2
【電話番号】	011-757-5567（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 清水 重厚
【最寄りの連絡場所】	札幌市北区北七条西一丁目1番地2
【電話番号】	011-757-5567（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 清水 重厚
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第6期 平成19年12月	第7期 平成20年2月	第8期 平成21年2月	第9期 平成22年2月	第10期 平成23年2月	第11期 平成24年2月
売上高 (千円)	326,003	64,553	544,487	683,846	739,113	807,771
経常利益 (千円)	36,843	7,896	49,688	136,996	92,587	141,864
当期純利益 (千円)	28,543	106,406	31,679	79,930	59,488	90,099
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000
発行済株式総数 (株)	580	580	580	11,600	11,600	580,000
純資産額 (千円)	84,260	90,667	122,347	202,278	261,766	351,866
総資産額 (千円)	164,227	117,952	176,607	288,049	312,846	493,312
1株当たり純資産額 (円)	145,277.39	156,323.68	210,944.19	17,437.77	22,566.12	606.67
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	49,212.61	183,460.08	54,620.51	6,890.56	5,128.35	155.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	9.6	76.9	69.3	70.2	83.7	71.3
自己資本利益率 (%)	-	-	29.7	49.2	25.6	29.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	89,961	8,064	82,925
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	3,135	1,586	12,513
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-	2,335
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	180,660	187,137	280,241
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	8 (4)	8 (4)	13 (4)	13 (11)	13 (14)	18 (13)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 第7期は決算日の変更に伴い、平成20年1月1日から平成20年2月29日までの2ヶ月間となっております。
 4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 5. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、これまで配当実績がないため記載しておりません。
 6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第7期は、新株予約権の期中残高はありますが、当社株式は非上場であるため、第6期、第9期及び第10期は、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 7. 自己資本利益率については、第6期及び第7期は期首期末双方もしくは一方の自己資本がマイナスであるため、記載しておりません。
 8. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 9. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。
 10. 第9期以降の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、清明監査法人の監査を受けておりますが、第6期から第8期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
 11. 当社は平成21年5月16日付で1株につき20株の株式分割を、また、平成23年9月16日付で1株につき50株の株式分割を行っております。

2【沿革】

平成11年12月24日、大阪市東淀川区に当社代表取締役社長 木下勝寿が、無限責任社員として通信販売会社「合資会社サイマート」を設立し、平成12年5月にウェブサイト「北海道・シーオー・じぇいぴー」を立ち上げ、北海道特産品のインターネット販売を開始いたしました。その後、平成14年5月1日、大阪市淀川区に当社代表取締役社長 木下勝寿が、信用力の向上及びウェブサイト「北海道・シーオー・じぇいぴー」の移管を目的として「株式会社北海道・シーオー・ジェイピー（現当社）」を設立、平成21年3月に商号を「株式会社北の達人コーポレーション」に変更し現在に至っております。（なお、平成15年11月、「合資会社サイマート」は閉鎖されております。）

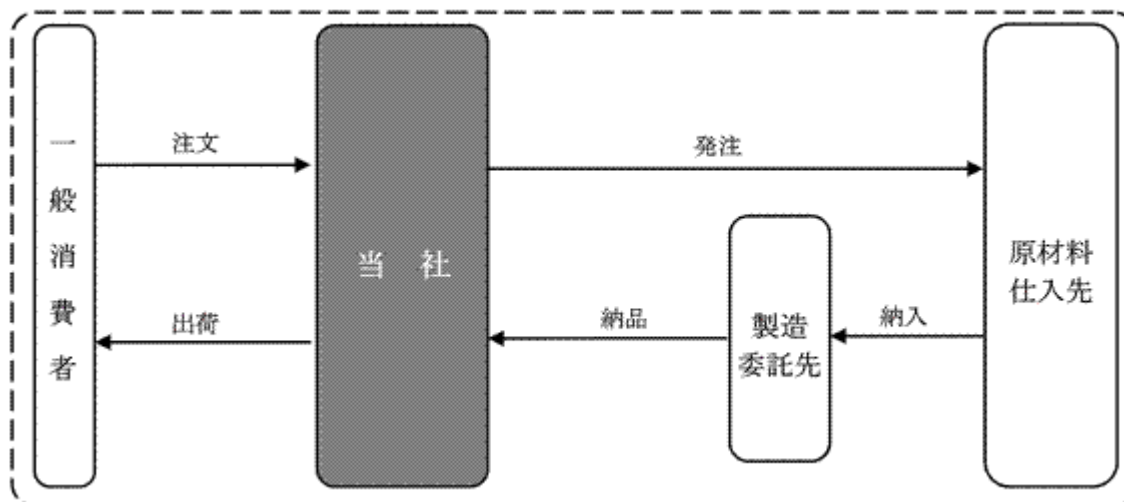
当社設立以降の沿革については、下記のとおりであります。

年月	概要
平成14年5月	株式会社北海道・シーオー・ジェイピーを大阪市淀川区に資本金1千万円で設立
平成14年9月	商材開発強化を目的として、札幌市中央区北一条西二丁目に本店を移転
平成18年5月	業容拡大に伴い、札幌市北区北七条西二丁目に本店を移転
平成18年10月	物流量増加に伴い、自社物流拠点（後に「元町製造センター」に変更）を札幌市東区に新設
平成18年11月	自社オリジナル健康食品「北の大地の天然オリゴ糖（現「カITEキオリゴ）」の専門サイト（PCサイト及びモバイルサイト）を開設し販売開始
平成19年7月	健康美容商品を販売する総合サイトとして「カITEキフレンドクラブ（現「北の快適工房）」（PCサイト及びモバイルサイト）を開設 販売拡大を目的として、楽天市場に「カITEキフレンドクラブ（現「北の快適工房）」楽天市場支店（PCサイト及びモバイルサイト）を出店
平成19年9月	アウトレット（規格外品）の食品に特化した販売サイト「北海道わけあり市場」（PCサイト）を開設
平成21年2月	販売拡大を目的として、Yahoo!ショッピングに「カITEキフレンドクラブ（現「北の快適工房）」Yahoo!店（PCサイト及びモバイルサイト）を出店
平成21年3月	商号を「株式会社北の達人コーポレーション」に変更
平成21年5月	自社オリジナル健康食品「紅珠漢」の専門サイト（PCサイト及びモバイルサイト）を開設し販売開始
平成22年11月	業容拡大に伴い、札幌市北区北七条西一丁目に本店を移転
平成23年2月	経営資源の集約による利益の最大化を目的として、「北海道・シーオー・じぇいぴー」、「北海道わけあり市場」及び「わけありグルメニュース」を売却
平成23年3月	自社オリジナルスキンケア商品「カITEキスクラブ（現「奇跡の肌砂糖）」の専門サイト（PCサイト及びモバイルサイト）を開設し販売開始
平成23年5月	「カITEキオリゴ」の製造委託開始に伴い「元町製造センター」を閉鎖
平成23年7月	自社オリジナル健康食品「カITEキどかスリム茶」の専門サイト（PCサイト）を開設し販売開始
平成24年5月	札幌証券取引所アンビシャス市場に上場

3【事業の内容】

当社は、インターネット上で一般消費者向けに健康美容商品を販売する「Eコマース事業」を行っております。当社は、製品の製造は主に外部委託することにより業務のスリム化を図る一方で、受注・出荷業務、サイト制作、販売促進ツール等の企画制作、システム開発等を社内で運営する体制を構築しております。これにより、顧客満足度向上のための業務改善の迅速化や効率化を図っております。

主な事業系統図は以下のとおりであります。



(1) 取扱商品について

当社が取り扱う商品ジャンルは、健康や美容の悩みに対して具体的に効果を体感しやすくリピート使用されやすいものを中心に開発、選定を行っております。商品は、購入者による満足度を重視しており、試作品のモニター調査を行ったうえで商品化するという手順を踏んでおります。

これらを踏まえ「北の快適工房」において、現在取り扱っている健康美容商品は以下の4品目であります。

品目	商品の概要
「カイトキオリゴ」	北海道産のビート（甜菜）から抽出・精製された高純度結晶オリゴ糖（ラフィノース）を原料に多く使用し、その他にも3種類の高純度オリゴ糖を独自配合した健康食品であります。
「紅珠漢」	低分子ポリフェノールを主原料とし、ヒアルロン酸（保湿成分）やビタミンC・L-シトルリンなどを加えた健康食品であります。
「奇跡の肌砂糖」	北海道産のビート（甜菜）から作られた砂糖を主原料とした100%植物由来成分の保湿ケア商品であります。
「カイトキどかスリム茶」	腸のぜん動運動を徹底研究して開発した独自の複合自然ハーブと、その他の自然植物を配合した健康食品であります。

(2) 商品の製造について

商品の製造につきましては、当社は原材料を買い付け、商品の製造は外部に委託した上で、商品を製造委託先から納入しております。

(3) 受注の方法

お客様からの注文は、主に下記の通信販売サイトで受け付けております。

通信販売サイトで受け付けた注文については、当社内に設置されたカスタマーサービス部門が、顧客へ確認した後商品を発送することで、誤発送等を防止しております。また発送後は、顧客にメールで到着予定日等を通知しております。

現在の主な通信販売サイトは以下のとおりであります。

サイト名		取扱商品
「北の快適工房」 http://www.kaitekikobo.jp/	「カ ITEキオリゴ」 http://www.origotou.com/	健康食品等 美容関連商品等
	「紅珠漢」 http://www.koujukan.com/	
	「奇跡の肌砂糖」 http://www.hadasatou.com/	
	「カ ITEキどかスリム茶」 http://www.kaitekikobo.jp/doka/	
「北の快適工房」モバイル http://www.kaitekikobo.jp/i/	「カ ITEキオリゴ」モバイル http://www.origotou.com/i/	
	「紅珠漢」モバイル http://www.koujukan.com/i/	
	「奇跡の肌砂糖」モバイル http://www.kaitekikobo.jp/i/scrub/	

(4) 代金の回収方法

代金の回収方法につきまして、クレジットカード決済、代金引換、後払い（銀行振込、郵便振替、コンビニエンスストア振込み）を採用しております。

(5) 当社のEコマース事業の特徴

当社のEコマース事業は、少数アイテムに特化した販売方式を採用しております。

少数アイテムに特化しているため、「専門店」ならではのフォローを充実させることが可能となり、継続的に購入していただける仕組みを実現しております。また、物流業務等の簡素化を可能とし、直接及び間接コストを低減しております。

主に健康美容商品を販売する総合サイト「北の快適工房」において、お客様に「カ ITEキオリゴ」、「紅珠漢」、「奇跡の肌砂糖」、「カ ITEキどかスリム茶」を提供することによって、健康や美容上のお悩みに対して改善のサポートを行っております。継続的にご購入を希望されるお客様には「定期購入制度」をご用意しております。

イ) マーケティングについて

当社におけるマーケティングの特長は、詳細な顧客行動パターンを計測できる自社開発のマーケティングデータ分析システムを用いていることであります。

このシステムで抽出したデータをもとに、より費用対効果の高い顧客獲得方法やリピート促進のためのフォローアップのタイミング・内容・方法を企画立案実行することで、費用対効果の高い販売促進、リピート購入率の向上を図っております。

具体的には、「どの広告メディアから何が何件、何円売れたか」、「新規顧客がもたらす一年間の平均利益は」、「新規顧客獲得コストの回収サイクルは」等のデータが随時把握できるため、インターネット販売における生命線である広告費の費用対効果の計測を行いながら的確な広告投資に努めております。また、新規顧客がリピート注文するタイミングやヘビーユーザーが流出するタイミング等も分析しており、そのタイミングに合わせたフォローマーケティングを行うことで高いリピート率を目指しております。

ロ) 「定期購入制度」について

当サイトにおける主な販売方法は、「年間購入コース」「3ヶ月ごとお届けコース」「毎月お届けコース」等、同一商品を定期的にお届けする「定期購入制度」であります。

この定期購入制度の導入により、お客様には、買い忘れ防止、定期購入割引適用というメリットがあります。一方、当社においては、事前受注の確定による売上の安定化と同時に、コスト削減（広告宣伝費の削減、人件費及び在庫の適正化）を図ることが可能となります。

八) 顧客サポートについて

「健康管理士一般指導員（特定非営利活動法人 日本成人病予防協会 / 財団法人 生涯学習開発財団 認定資格）及び社内アドバイザーによるサポート」

当社カスタマーサービス業務は、商品を販売するだけにとどまらず、外部認定資格である「健康管理士一般指導員」の有資格者及び社内カリキュラム「カイトキマイスターカリキュラム」に合格した社内アドバイザーが、専門知識をもとにお客様からのメールや電話による健康や当社商品に関する相談に対応し、顧客満足度の向上を図っております。

「使用状況管理シートの提供」

お客様が、自身の使用状況、体感等を客観的に把握していただくことを目的として、当社商品の使用状況管理シートを提供しております。これにより、お客様の自己管理をサポートし、商品を継続使用していただくことで効果をより高め、結果的にリピート率が向上することを目的としております。

「カイトキフレンド通信」

お客様との接触回数を増やすために、ニュースレターを年間に4回程度お届けしております。

健康や美容に関する情報、北海道発ならではのコラム、お客様参加型のコンテンツ等を掲載し、当社に対する信頼度を高め親近感を持っていただくことで長期リピーターの確保を図っております。

二) サイト運営に係る業務の内製化について

当社は、サイト運営に係る業務は自社内で遂行することを原則とし、極力外部に依存しない体制を構築しております。これは、オリジナリティの追及（顧客満足度の向上、販売企画対応・業務改善の迅速化、業務の効率化、ノウハウの蓄積など）及び他社事情による当社業務への影響を最小限にとどめることが目的であります。内製による主な業務は以下のとおりであります。

（サイト制作）

外部の専門業者に依頼せず、すべて自社で作成・更新を行っております。それにより公開したページへのお客様の反応に対する迅速な更新を可能としております。これを継続することで、お客様に対してより利便性が高く、購買意欲を高めるサイト作りの当社独自ノウハウを蓄積しております。

（販売促進ツール等印刷物制作）

販売促進用の商品同梱のチラシ・リーフレット、ダイレクトメール及びニュースレター等は自社で制作しております。

（システム）

インターネット通信販売会社向けの汎用性の高いシステムを、当社自身でカスタマイズして使用しており、お客様のニーズへの機敏な対応を実現しております。また、独自に構築したマーケティングデータ分析システムや物流管理システム及び売掛金管理システムを連動させることにより、業務の効率化を図っております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年2月29日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
18（13）	30.6	2.7	3,578,667

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により停滞した生産活動等も緩やかに持ち直しつつあるものの、雇用情勢は引き続き厳しい状況にあり、また、急激な円高の進行や株安傾向、欧州債務危機による世界経済の減速懸念から、依然として先行きは不透明な状況で推移しております。

こうした中、当社が属する小売業界におきましても、震災の影響による急激な個人消費の落ち込みや、デフレによる商品価格の下落、低価格志向の浸透などにより、経営環境はなお予断を許さない状況が続いております。

一方、当社の主要な販売形態であるEコマース（電子商取引）におきましては、経済産業省の「平成22年度我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）の結果公表について（平成23年6月2日公表）」によれば、消費者向け電子商取引の市場規模は7兆8千億円となり、前年比16.3%増となっております。また、電子商取引の浸透を示す指標であるEC化率（小売業・サービス業における値）についても約2.5%、前年比約0.4ポイント増となり依然上昇しております。

このような情勢の中において、当社では平成23年8月より、約1年前から研究を重ねてきました、複数の成分を配合した製品である「カイトキオリゴ」への切り替えを実施いたしました（従来までの単一成分製品名は「北の大地の天然オリゴ糖」）。これらの研究成果はE O S理論（Enterobacteria OligoSaccharide Synergy）として、特許出願中（発明の名称：腸内善玉菌の活性化方法及び腸内善玉菌活性化組成物）であります。

また、同じく平成23年8月より、自社の健康食品等のブランド名称を「カイトキフレンドクラブ」から「北の快適工房」に変更しております。これはブランディング戦略の一環として、北海道ブランドイメージを前面に出し、競合する企業・製品との違いを明確にアピールすることで、顧客や消費者の関心を高め、購買を促進することを目的としております。また、これらによるイメージアップで消費者との信頼関係もより深まり、ブランドの訴求力が向上し、競合他社に対しても優位に立つことができると考えております。

こうした経営環境の下、当社の主力製品である「カイトキオリゴ」は、当初計画に掲げた諸施策等を着実に遂行してきたことで引き続き堅調に推移しております。また、「紅珠漢」においては、様々な施策を講じてきた結果、第二の柱となる規模に成長し、先々への見通しが立ってまいりました。その他、「奇跡の肌砂糖」、「カイトキどかスリム茶」についても着実に成長軌道を歩んでおります。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高807,771千円（前事業年度比9.3%増）、営業利益143,770千円（同55.4%増）、経常利益141,864千円（同53.2%増）、当期純利益90,099千円（同51.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ93,103千円増加し、280,241千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、82,925千円（前事業年度は8,064千円の増加）となりました。この主な要因は、税引前当期純利益152,721千円、前受金の増加50,336千円が生じた一方で、売上債権の増加31,984千円、たな卸資産の増加58,636千円、法人税等の支払額31,410千円が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果増加した資金は、12,513千円（前事業年度は1,586千円の減少）となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出2,239千円が生じた一方で、保険積立金の解約による収入13,839千円が生じたこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果減少した資金は、2,335千円（前事業年度は増減なし）となりました。これは、株式公開費用の支出によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)	前年同期比(%)
Eコマース事業 (千円)	199,848	167.6
その他事業 (千円)	-	-
合計 (千円)	199,848	167.6

(注) 1. 金額は製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当社は商品の仕入を行っておりませんので、記載を省略しております。

(3) 受注実績

当社は商品の受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)	前年同期比(%)
Eコマース事業 (千円)	807,771	109.5
その他事業 (千円)	-	-
合計 (千円)	807,771	109.3

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、以下の事項を対処すべき課題として取組みを進めております。

(1) 新規顧客の獲得

当社は、アフィリエイト広告や「Yahoo! JAPAN」「Google」などの検索サイトにおけるキーワード広告（検索連動型広告）などインターネット上の広告を利用することによって新規顧客を開拓しております。

お客様の新規購入時には、「定期購入制度」への申し込みに対する特典などを充実させることにより、初回からの「定期購入制度」への誘導を促進しております。また、単発で商品をご購入いただいたお客様に対するアフターフォロー体制を充実させ、顧客満足度をより高めることで「定期購入制度」にお申し込みいただいております。

この定期購入制度の導入により、お客様には、買い忘れ防止、定期購入割引適用というメリットがあります。一方、当社においては、事前受注の確定による売上の安定化と同時に、コスト削減（広告宣伝費の削減、人件費及び在庫の適正化）を図ることが可能となります。

当社はインターネット広告を通じ、新規顧客を増加させ、割引適用等の施策を打つことで定期購入への誘導の促進に取り組んでまいります。

(2) 定期購入型ビジネスモデルの新商品の企画開発

当社が取り扱う健康食品等については、定期購入型ビジネスモデルを採用しており、現状では「カイトキオリゴ」、「紅珠漢」、「奇跡の肌砂糖」、「カイトキどかスリム茶」の4商品の取扱いとなっております。

当社としましては、多様化する消費者ニーズや新規参入による競争激化等に対応するため、商品アイテムを充実させていくことが課題であると認識しております。

健康食品においては、健康や美容の悩みに対して具体的に効果を体感しやすくリピート使用されやすい新商品の選定・開発に努めてまいります。また、健康食品以外においても、ライフサイクルが長く定期購入型ビジネスモデルに適した商品の選定・開発に努め、更なる収益の向上を図ってまいります。

(3) 優秀な人材の確保

当社は少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の事業規模の拡大を考えた場合、優秀な人材の確保が経営の重要課題の一つと認識しております。人材採用においては、当社の経営理念への共感、意欲、業務推進能力を兼ね備えた新卒者の定期採用をベースに強化してまいります。

具体的には、将来の収益を創造するための新製品企画開発及び販促企画開発やマーケティング能力を有する人材確保、顧客サービスとして重要なカスタマー体制の拡充、マネジメント能力を有する人材の確保等、これらにより収益基盤の増強と管理体制の強化に取り組んでまいります。

(4) コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社が、今後も継続的な成長を続ける企業体質の確立に向けた課題の一つとして、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識しております。コーポレート・ガバナンスにつきましては、今後も株主や投資家の皆様を始め、すべてのステークホルダーから更に信頼される会社となるため、業務執行の妥当性や効率性のチェック・管理機能を有効に機能させる等により、更なる経営の健全性、透明性の向上に取り組んでまいります。具体的には、「内部統制システム構築の基本方針」を定めるとともに、財務報告の信頼性を確保するために「内部統制システムの構築と運用」を推進し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより「会社法」「金融商品取引法」及びその他関係法令等を遵守する体制を整備してまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えます。また、記載事項は、本有価証券報告書提出日（平成24年5月31日）現在において判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) Eコマース事業に関するリスク

Eコマースの普及並びに法的規制の可能性について

インターネットの普及に伴い、国内におけるEコマースも着実に成長しております。平成22年の消費者向け国内Eコマース市場は7兆8千億円（前年比16.3%増）（経済産業省「平成22年度我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）の結果公表について」と報告されておりますが、当社の事業もEコマースの普及・浸透とともに成長してまいりました。

今後、インターネット等の利用者及び関連業者を対象とした法的規制が新たに制定され、これにより当社の業務の一部が制約を受けるような場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムリスクについて

当社の事業はコンピュータシステム及びインターネットを活用しており、何らかの原因による当社サーバ等への一時的な過負荷や外部からの不正な手段によるサーバへの侵入、役職員の過誤によるシステム障害が発生する可能性があります。これらの障害が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理について

当社は、個人情報の保護に関する法律等の関連諸法令を遵守し、プライバシーマークを取得しております。また、個人情報保護規程等を整備し、個人情報管理に関するシステムのセキュリティ対策を講ずるとともに、全役職員を対象とした教育研修を実施して個人情報の適正管理に努めております。

しかしながら、何らかの原因により個人情報が外部に漏洩するような事態が発生した場合には、当社に対する信用力の低下に直結し、既存顧客の解約や新規顧客獲得の低下に繋がる可能性があります。また、個人情報の漏洩による損害に対する賠償を請求されることも考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営について

競合の激化による業績変動のリスク

Eコマース事業は、少ない投資で誰もが簡単にホームページを開設することで起業が可能であり、参入障壁が低いために競合はますます激しくなるビジネスモデルであると認識しております。当社の場合、他社との競合を避けるため主に健康食品「カイトキオリゴ」、「紅珠漢」等、当社が自ら開発した製品を手掛けてまいりました。

しかしながら、類似した商材を扱う同業他社が当社のビジネスモデル及び商品・販売戦略に追随した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

食の安全性について

当社は食に携わる企業として、食品の衛生管理、品質管理には、十分な注意を払っておりますが、万一食品の安全性等でトラブルが発生した場合、また、その対応に不備があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社は、事業の遂行にあたって、特定商取引に関する法律（特定商取引法）、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）、食品安全基本法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、製造物責任法（PL法）、健康増進法、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）等の法的規制の適用を受けております。

当社は、経営会議においてコンプライアンス及びリスク管理について統制・把握し、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底や教育の実施等、これらの法令の遵守に努めておりますが、将来的に当社が規制を受けている法令の変更や新たな法令の施行等があった場合は、当社の事業活動が制限される可能性があります。

健康食品について

当社は、健康食品を取り扱っております。健康食品においては、当該製品本体への表示や広告の表現に疾病または身体機能に対する効果を標榜した場合には、薬事法における無許可無認可医薬品の販売と見做され、処罰の対象となります。当社では、関係機関に自主的に働きかけ、関連法令等の遵守についての指導を受けることによって、社内における管理体制を構築しております。しかしながら、健康食品の記事・広告について適正性に疑義が生じるような事態が発生した場合や、そのような報道がなされた場合には、当社に対する信用力が低下し、当社の事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権に関するリスク

現時点において当社は、第三者の知的財産権の侵害は存在していないと認識しておりますが、今後も知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起されないという保証はなく、そのような事態が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

特定取引先への依存度及び売上高における特定商品への依存度が高いことについて

当社の主力製品である「カITEキオリゴ」の売上高は平成24年2月期の当社売上高のうち85.2%を占めております。「カITEキオリゴ」は、北海道産のビート（甜菜）から抽出・精製された高純度結晶オリゴ糖（ラフィノース）を多く使用しており、当該原料を製造している会社は、国内では日本甜菜製糖株式会社の一社のみであります。

当社は、同社の販売代理店である株式会社明治フードマテリアを通じてラフィノースを仕入れており、現在、両社との関係は良好であります。しかし、今後何らかの理由により安定的に供給を受けられなくなる場合及び代替する原料をスムーズに確保できない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

回次 決算年月	第7期（注） 平成20年2月	第8期 平成21年2月	第9期 平成22年2月	第10期 平成23年2月	第11期 平成24年2月
仕入実績に占める一社への依存度（％）	9.9	20.6	42.5	58.5	50.9
売上高に占める特定商品への依存度（％）	46.2	53.4	70.4	79.5	85.2

（注）第7期は決算日の変更に伴い、平成20年1月1日から平成20年2月29日までの2ヶ月間となっております。

また、当社は、「カITEキオリゴ」に続く商品等の開拓・開発に努めておりますが、当該商品が期待どおりに開拓・開発されなかった場合には、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

原料の不作について

当社の主力製品である「カITEキオリゴ」は北海道産のビート（甜菜）から抽出・精製された高純度結晶オリゴ糖（ラフィノース）を多く使用しております。甜菜の収量、糖分、品質は天候に大きく左右されるため、計画どおり調達を進めることが困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害によるリスク

当社は、北海道札幌市に本社を設置しており、当社の主力製品である「カITEキオリゴ」は北海道産のビート（甜菜）から抽出・精製された高純度結晶オリゴ糖（ラフィノース）を多く使用しております。また、製造加工については富山県の外注業者に委託しております。そのため、これらの地域で大規模な自然災害等が発生した場合には、原料確保又は製造加工が困難となるなど、予期せぬ費用の発生や製品供給が遅延又は停止する可能性が考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の経営者への依存によるリスク

当社の代表取締役社長である木下勝寿は当社の経営方針及び事業戦略を決定するとともに、ビジネスモデルの構築から事業化に至るまで極めて重要な役割を果たしております。そのため、今後も当社の業務全般において木下勝寿の経営手腕に依存する部分が大きいと考えられます。したがって、何らかの理由により木下勝寿がその職を離れた場合には、当社の事業展開に影響を与える可能性があります。

(3) 組織の運営等に関するリスク

小規模組織における管理体制について

当社は、平成24年2月29日現在、取締役4名、監査役3名、従業員35名（臨時従業員含む）と比較的小規模であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。

当社は、事業規模拡大とともに管理業務や営業企画・制作並びに受発注システム構築等を始めとする業務の多様化が著しく、これに対応する優れた人材の確保及び内部管理体制の強化を図ってまいりますが、採用計画が計画どおり進行しない場合には、事業規模に適した組織体制の構築に遅れが生じ、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資本政策に係るリスクについて

調達資金の使途について

平成24年5月29日を受渡期日とした公募増資による資金調達の使途については、「事業拡大に備えたシステム構築及び人材採用・教育」「広告宣伝・販売促進活動」に充当する予定であります。しかしながら、当社を取巻く環境の変化等に伴い、期待通りの成果があげられず、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は事業規模の拡大及び事業基盤の強化を重要な経営目標と考え、安定的な成長のため内部留保の充実を優先してきたため、現在まで配当を実施しておりません。今後は、一層の経営基盤の強化、業容拡大に向けた投資等の必要性を勘案しながら、会社業績の動向に応じて株主への適切な利益還元に努めてまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

原料の仕入、製造委託に関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成22年5月1日	・商品取引契約書 ・商品供給保証に関する覚書	株式会社明治フード マテリア	原料の仕入及び安定供給に関する契約	1年間（自動更新の条項有り）
平成23年3月31日	・取引基本契約書 ・製造委託契約書	協和薬品株式会社	原料等の仕入、製造委託に関する契約	1年間（自動更新の条項有り）

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末と比べ180,465千円増加し、493,312千円となりました。

内訳といたしましては、流動資産が477,349千円となり、前事業年度末と比べ187,758千円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が93,103千円、売掛金が31,984千円、たな卸資産が58,636千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債は、前事業年度末と比べ90,365千円増加し、141,445千円となりました。その主な要因は、買掛金が8,001千円、未払金が4,480千円、未払法人税等が32,349千円、前受金が50,336千円増加した一方で、販売促進引当金が3,095千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末と比べ90,099千円増加し、351,866千円となりました。その要因は、利益剰余金の増加であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高につきましては、前事業年度比9.3%増の807,771千円となりました。

これは主に、主力製品である「カイトキオリゴ」の売上高が前事業年度比17.1%増の688,194千円と増加したことによります。

(売上原価)

当事業年度における売上原価につきましては、前事業年度比8.4%減の170,486千円となりました。

これは主に、主力製品である「カイトキオリゴ」の原材料、製造委託費等が増加した一方で、生鮮食品、水産加工食品等の北海道の特産品を平成23年2月1日に譲渡したことによるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費につきましては、前事業年度比7.2%増の493,514千円となりました。

これは主に、規模の拡大に伴い、人件費や地代家賃などが増加したこと等によるものであります。

この結果、営業利益は143,770千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

当事業年度における営業外収益、営業外費用において重要な発生はありません。

この結果、経常利益は141,864千円となりました。

(特別利益、特別損失及び当期純利益)

当事業年度における特別利益の主なものは保険解約益9,221千円、販売促進引当金戻入額3,095千円、特別損失の主なものは事業所閉鎖損失2,459千円であり、税引前当期純利益は152,721千円となりました。

法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は62,621千円であります。

この結果、当期純利益は90,099千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ93,103千円増加し、280,241千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、82,925千円となりました。この主な要因は、税引前当期純利益152,721千円、前受金の増加50,336千円が生じた一方で、売上債権の増加31,984千円、たな卸資産の増加58,636千円、法人税等の支払額31,410千円が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果増加した資金は、12,513千円となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出2,239千円が生じた一方で、保険積立金の解約による収入13,839千円が生じたこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果減少した資金は、2,335千円となりました。これは、株式公開費用の支出によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社の事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり認識しており、これらのリスクについては発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は2,239千円であり、その主なものは複合機の購入費用であります。

また、事業所の廃止に伴い、以下の設備を除却いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)	
		建物	合計
元町製造センター (札幌市東区)	製造センター	1,491	1,491

上記のほか、工具、器具及び備品(年間賃借料919千円)のリース契約を解約いたしております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年2月29日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (札幌市北区)	本社オフィス	3,801	1,872	5,673	18 (17)

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社の設備投資計画については、今後の事業展開及び投資効率等を総合的に勘案して作成しております。なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年2月29日)	提出日現在発行数(株) (平成24年5月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	580,000	630,000	札幌証券取引所 (アンビシャス市場)	完全議決権株式で あり、株主としての 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ ります。 また、1単元の株式 数は100株となって おります。
計	580,000	630,000	-	-

(注) 当社株式は平成24年5月29日付で、札幌証券取引所アンビシャス市場に上場いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

平成21年5月27日定時株主総会

(平成21年6月2日取締役会 第2回新株予約権決議、取締役及び従業員向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成24年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	295	295
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,750(注)2、7	14,750(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	550(注)3、7	550(注)3、7
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 550 資本組入額 275 (注)4、7	発行価格 550 資本組入額 275 (注)4、7
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式である。

2. 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

更に当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、組織再編を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

7. 平成23年8月12日開催の取締役会決議に基づき、平成23年9月16日付で普通株式1株を50株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成21年5月27日定時株主総会

(平成21年6月2日取締役会 第3回新株予約権決議、取締役向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成24年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	70	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,500(注)2、7	3,500(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	550(注)3、7	550(注)3、7
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 550 資本組入額 275 (注)4、7	発行価格 550 資本組入額 275 (注)4、7
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式である。

2. 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

更に当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、組織再編を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

7. 平成23年8月12日開催の取締役会決議に基づき、平成23年9月16日付で普通株式1株を50株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成21年5月16日 (注)1	11,020	11,600	-	47,000	-	27,000
平成23年9月16日 (注)2	568,400	580,000	-	47,000	-	27,000

(注)1. 普通株式1株を20株に分割

2. 普通株式1株を50株に分割

3. 決算日後、平成24年5月28日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式50,000株(発行価格1,100円、引受価額1,012円、資本組入額506円)発行により、発行済株式総数が50,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ25,300千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	1	-	10	12	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	818	400	-	4,579	5,797	300
所有株式数の割 合(%)	-	-	-	14.11	6.90	-	78.99	100.00	-

(7) 【大株主の状況】

平成24年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
木下 勝寿	札幌市中央区	400,200	69.00
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	81,850	14.11
Net Capital Partners Limited	Westlands Center20 Westlands Road Quarry Bay Hong Kong	40,000	6.90
(常任代理人才オフィス田代株式 会社)	東京都千代田区麹町一丁目5番4号		
ジャフコV2共有投資事業有限 責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	27,750	4.78
木下 浩子	札幌市中央区	18,150	3.13
堀川 麻子	札幌市中央区	2,650	0.46
清水 重厚	札幌市清田区	2,650	0.46
ジャフコV2-W投資事業有限 責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,350	0.41
ジャフコV2-R投資事業有限 責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,600	0.28
布田 三宥	北海道江別市	1,300	0.22
計	-	578,500	99.74

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 579,700	5,797	-
単元未満株式	普通株式 300	-	-
発行済株式総数	580,000	-	-
総株主の議決権	-	5,797	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

平成21年5月27日定時株主総会（平成21年6月2日取締役会決議、取締役及び従業員向け発行分）

決議年月日	平成21年6月2日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分及び人数については、退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、取締役2名、従業員9名に変更となっております。

平成21年5月27日定時株主総会（平成21年6月2日取締役会決議、取締役向け発行分）

決議年月日	平成21年6月2日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 取締役1名は、平成22年5月26日をもって退任し、当社の従業員となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は事業規模の拡大及び事業基盤の強化を重要な経営目標と考えており、安定的な成長のため内部留保の充実を優先してきたため、現在まで配当を実施しておりません。今後は、一層の経営基盤の強化に向けて引き続き内部留保を充実させるとともに、会社業績の動向に応じて株主への利益還元に取り組んでいく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。また、内部留保金の使途につきましては、今後の事業戦略に即して有効活用していく所存であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。

なお、当社株式は平成24年5月29日付で、札幌証券取引所アンビシャス市場に上場いたしました。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	木下 勝寿	昭和43年10月12日生	平成4年4月 平成11年12月 平成14年5月	株式会社リクルート入社 合資会社サイマート設立 無限責任社員 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	400,200
取締役	営業部長	堀川 麻子	昭和56年5月17日生	平成17年3月 平成18年7月 平成21年1月 平成21年5月	株式会社ジオス入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任(現任)	(注)3	2,650
取締役	管理部長	清水 重厚	昭和40年12月6日生	昭和60年4月 平成12年8月 平成20年5月 平成21年1月 平成21年5月	峰延農業協同組合入組 株式会社エスアールエル入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任(現任)	(注)3	2,650
取締役 (非常勤)	-	徳丸 博之	昭和44年10月13日生	平成4年4月 平成15年6月 平成18年5月 平成23年1月	株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京 UFJ銀行)入行 有限会社につこう社設立 取締役就任 株式会社につこう社に組織変更 代表取 締役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	1,000
取締役 (非常勤)	-	山本 明彦	昭和33年1月10日生	昭和55年4月 平成12年7月 平成13年10月 平成15年6月 平成17年9月 平成17年12月 平成18年5月 平成18年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成19年10月 平成24年5月	株式会社北海道銀行入行 株式会社ソフトフロント入社 同社 取締役就任 株式会社メディカルイメージラボ 監査役 就任 山本コンサルティングオフィス代表(現 任) エイケア・システムズ株式会社 監査役就 任(現任) 株式会社メディカルイメージラボ 取締役 就任(現任) 株式会社アイ・ビー・エス 監査役就任 (現任) インフォテリア株式会社 監査役就任(現 任) 株式会社トリニティセキュリティーシス テムズ 監査役就任(現任) インフォテリア・オンライン株式会社 監 査役就任 当社取締役就任(現任)	(注)5	-
監査役	-	布田 三宥	昭和21年3月20日生	昭和40年4月 昭和46年4月 昭和50年8月 平成6年6月 平成7年6月 平成9年6月 平成10年7月 平成13年10月 平成14年6月 平成20年3月	雪印乳業株式会社入社 平和堂貿易株式会社入社 株式会社エーダイ入社 株式会社デリーズ入社 同社取締役就任 同社監査役就任 株式会社ソフトフロント入社 同社管理本部次長 同社監査役就任 当社監査役就任(現任)	(注)4	1,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	-	久保田 廣	昭和12年3月22日生	昭和31年10月 平成元年3月 平成3年3月 平成5年2月 平成12年7月 平成12年11月 平成18年6月 平成21年5月 平成22年6月	北海道警察拝命 札幌方面苫小牧警察署長就任 北海道警察学校長就任 北海道警察本部地域部長就任 北海道警察函館方面本部長就任 社団法人北海道警友会専務理事就任 株式会社オープンループ監査役就任 社団法人北海道警友会副会長就任 当社監査役就任(現任) 社団法人北海道警友会会長就任(現任)	(注)4	-
監査役 (非常勤)	-	甚野 章吾	昭和43年7月19日生	平成6年10月 平成17年1月 平成17年1月 平成20年6月 平成22年5月	朝日監査法人(現あずさ監査法人)札幌 事務所入所 甚野公認会計士事務所開設所長(現任) 北斗税理士法人設立代表社員所長(現 任) 札幌監査法人代表社員(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計							407,800

- (注) 1. 取締役徳丸博之及び山本明彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役布田三宥、久保田廣、甚野章吾は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成23年8月12日開催の臨時株主総会にて選任され同年10月3日付で就任しておりますが、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成23年8月12日開催の臨時株主総会にて選任され同年10月3日付で就任しておりますが、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役山本明彦の任期は、平成24年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「内部統制」、「リスク管理」、「コンプライアンス」、「開示情報統制」が十分に機能したコーポレート・ガバナンス体制を構築することが経営上の重要な課題と認識しております。また、株主を始めとする全てのステークホルダー及び社会からの信頼を確保することが企業価値の向上につながると考え、公正性・効率性を追求しながら、健全で透明性のある経営に努めるとともにアカウンタビリティ（説明責任）を果たしてまいります。

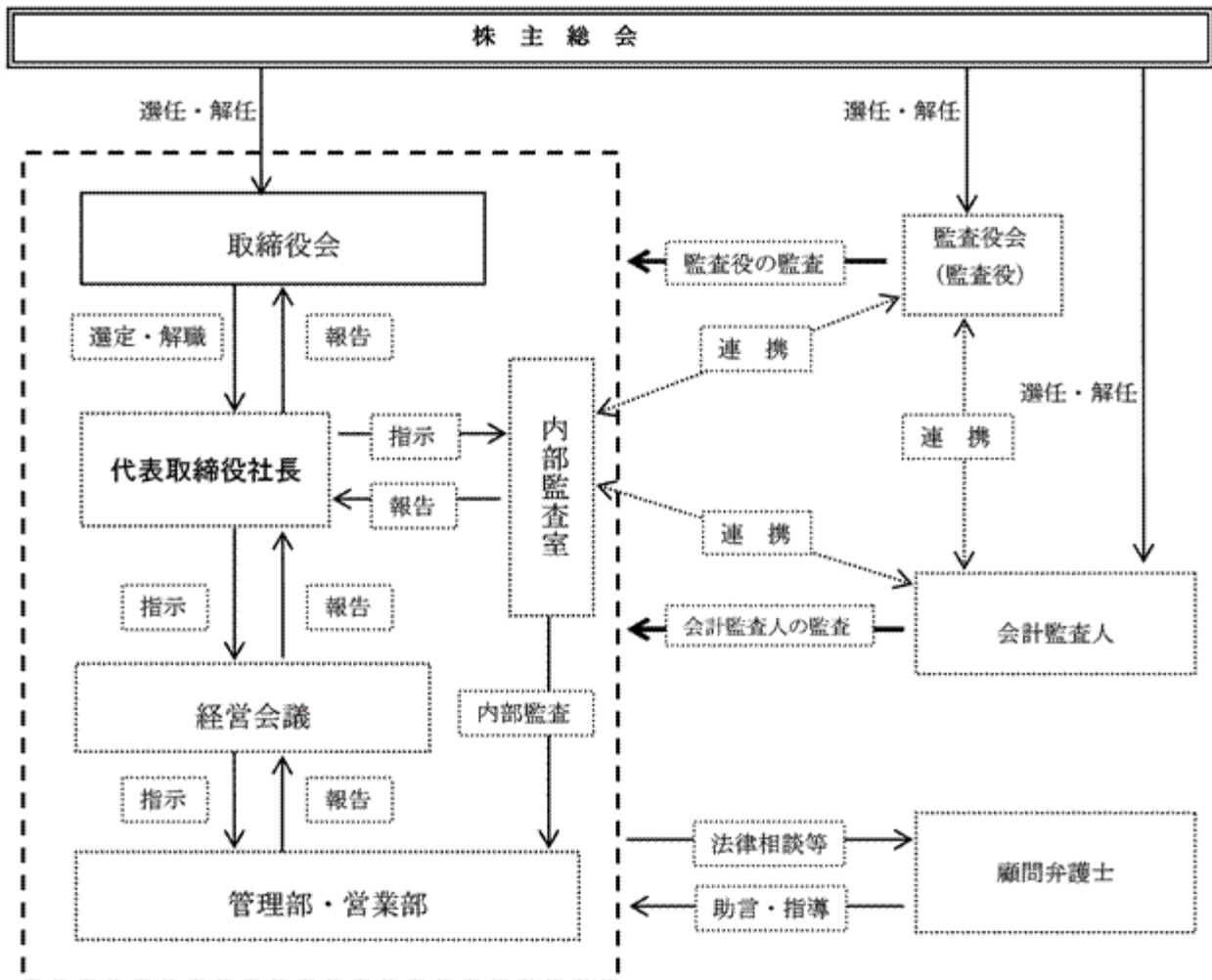
会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は取締役会設置会社、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会により業務執行の監督及び監視を行っております。また、取締役、監査役の選任に関する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における取締役、監査役の選任に関する定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。なお、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ロ．会社の機関及び内部統制に関する概要図

当社の業務執行、監査、内部統制の概要は以下のとおりであります。



(a) 取締役会

取締役会は、定例取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、経営上の重要事項の審議並びに決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定機関として機動的な運用を行っております。取締役会における経営監視機能を充実するため、取締役会の構成は取締役総数5名のうち社外取締役が2名であり、社外取締役はEコマース事業に携わる企業経営者と他の上場会社の社外監査役を配しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行っております。

なお、当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

(b) 監査役会

監査役会は、定例監査役会を毎月1回開催しており、必要に応じて臨時監査役会を開催できる旨を定めております。当社の監査役会の構成は、監査役総数3名（常勤1名、非常勤2名）全員が社外監査役であり、取締役会には常に出席し、取締役会の運営及び取締役の業務執行状況を監査するとともに会計監査人・内部監査部門と連携を図り、有効かつ効率的な監査を実施しております。

なお、当社の監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。また、常勤の監査役は、必要に応じて取締役会以外の重要な会議に出席し、業務の遂行状況を監査しております。

(c) 経営会議

経営会議は、経営方針に沿った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集、部門間の情報共有、更には事業計画、事業全体に係る方針や各部門において抱える課題で組織横断的に検討すべき事項を協議する機関として、原則月1回開催しております。経営会議メンバーは、代表取締役社長、取締役、監査役及び代表取締役社長が指名する者をもって構成され、必要に応じて担当者を出席させ、意見等を述べる会議運営としております。

八．内部統制システムの整備の状況

内部統制に関しては、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で定め、その整備を行っております。同方針において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として以下のことを定めております。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．取締役及び使用人が採るべき行動の規範を示した「クレド」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底する。

クレド（Credo）とは「信条」「志」「約束」を意味するラテン語

2．取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1．取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部者情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

2．法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼす恐れがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。

2．定期的に開催する経営会議において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。

3．取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定める。

2．経営理念を基軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される単年度計画により、取締役は各業務を執行する。

3．取締役会は原則毎月開催し、当社経営の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行う。

4．経営会議は原則毎月開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

- (e) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社には、現在親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はない。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。
 2. 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
1. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
 2. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項並びに重大な法令・定款違反等を発見した時は直ちに監査役会に報告する。
- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 2. 監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。
 3. 監査役は、会計監査人と定期的な会合をもち、情報・意見交換を行うとともに必要に応じて報告を求める。

二．内部監査及び監査役監査の状況

(a) 内部監査

経営の効率性、適法性、健全性の確保を目的に社内に代表取締役社長直属の内部監査室を置いております。内部監査の仕組みについては、内部監査人（1名）が監査役会や会計監査人と連携を取りながら、年間内部監査計画書により、各部門へのヒアリング、実地調査を行い、内部統制、コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めております。

(b) 監査役

監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、部門管掌する取締役へのヒアリングを行うとともに、内部監査人及び会計監査人との情報交換を行う等、連携を図り監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

ホ．会計監査の状況

(a) 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数（注）2
指定社員 業務執行社員 島貫 幸治（注）3	清明監査法人	-
指定社員 業務執行社員 中村 貴之（注）3	清明監査法人	-

（注）1．当社は、当事業年度の財務諸表について、創研合同監査法人と金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査契約を締結していましたが、平成23年12月15日をもって創研合同監査法人は解散しましたので、平成23年12月16日付で清明監査法人と金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査契約を締結いたしました。

2. 継続監査年数については、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。
3. 島貫幸治は、創研合同監査法人において当社の会計監査業務を執行し、中村貴之は、同監査法人において当社の会計監査業務を担当しており、両名は、平成23年12月16日付で創研合同監査法人から清明監査法人に移籍しております。
4. 同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(b) 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名

（注） 創研合同監査法人において従事していた補助者を含んでおります。

へ．社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役及び社外監査役は、以下の記載のとおり当社株式を保有しております。

社外取締役 徳丸 博之 1,000株（所有株式数の割合0.17％）

社外監査役 布田 三宥 1,300株（所有株式数の割合0.22％）

社外取締役及び社外監査役と当社との間に、上述以外の利害関係はありません。

リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、社内におけるチェックや牽制を働かせる観点から、社内規程、マニュアル等に沿った業務遂行を行っております。更に、その運用状況に関しても、内部監査室及び監査役が、諸規程・マニュアル等の整備・改訂状況や業務との整合性を監視しております。また、業務上生じる様々な経営判断及び法的判断については、取締役が情報の収集、共有を図っており、必要に応じて弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の社外の専門家からの助言を受ける体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

役員報酬の内容

平成24年2月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりであります。

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	76,800	76,800	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	7,200	7,200	-	-	-	4

ロ．役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役の報酬の決定は、平成20年3月5日開催の定時株主総会においてその総枠を決議し、各取締役別の報酬は取締役会において決定しております。また、監査役報酬については、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査役会で決定しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数と選任の決議要件

当社は、取締役の定数を7名以内とする旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

イ．剰余金の配当

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

ロ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

ハ．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
1,000 (注)	-	2,100	-

(注) 上記金額は、清明監査法人への報酬額であります。上記の他、創研合同監査法人に対して監査証明業務に基づく報酬を以下のとおり支払っております。

前事業年度 7,200千円
当事業年度 3,900千円

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）及び当事業年度（平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）の財務諸表について、清明監査法人により監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成24年4月20日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

また、当社の監査人は次のとおり異動しております。

（1）異動に係る監査公認会計士等の名称

就任した監査公認会計士等の名称

清明監査法人

退任した監査公認会計士等の名称

創研合同監査法人

（2）異動の年月日

平成23年12月16日

（3）退任した監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成22年5月26日

（4）退任した監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

（5）異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であります創研合同監査法人は、平成23年12月15日をもって、法人を解散したため、当社の会計監査人を辞任いたしました。これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、監査業務が間断なく実施されることを確保するため、平成23年12月16日開催の当社監査役会において、清明監査法人を当社の一時会計監査人に選任することを決議いたしました。

また、これを受けて清明監査法人より、当社の一時会計監査人に就任することを承諾する旨の通知を受領いたしました。

（6）（5）の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任した監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年2月28日)	当事業年度 (平成24年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	187,137	280,241
売掛金	28,248	60,232
商品及び製品	24,950	54,312
仕掛品	-	13,186
原材料及び貯蔵品	38,725	54,813
前渡金	3,313	5,203
前払費用	2,271	2,805
繰延税金資産	4,634	5,847
その他	478	1,214
貸倒引当金	170	508
流動資産合計	289,590	477,349
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,723	4,400
減価償却累計額	898	598
建物(純額)	5,825	3,801
工具、器具及び備品	2,356	3,534
減価償却累計額	1,505	1,662
工具、器具及び備品(純額)	850	1,872
有形固定資産合計	6,676	5,673
無形固定資産		
ソフトウェア	1,172	695
商標権	1,591	2,837
無形固定資産合計	2,763	3,532
投資その他の資産		
差入保証金	9,429	6,755
保険積立金	4,311	-
繰延税金資産	75	1
投資その他の資産合計	13,817	6,756
固定資産合計	23,256	15,963
資産合計	312,846	493,312

	前事業年度 (平成23年2月28日)	当事業年度 (平成24年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	266	8,267
未払金	25,332	29,812
未払法人税等	11,101	43,450
未払消費税等	4,283	3,965
前受金	-	50,336
預り金	2,255	2,388
販売促進引当金	6,209	3,114
その他	1,632	109
流動負債合計	51,079	141,445
負債合計	51,079	141,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,000	47,000
資本剰余金		
資本準備金	27,000	27,000
資本剰余金合計	27,000	27,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	187,766	277,866
利益剰余金合計	187,766	277,866
株主資本合計	261,766	351,866
純資産合計	261,766	351,866
負債純資産合計	312,846	493,312

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)
売上高		
製品売上高	641,067	807,771
商品売上高	96,958	-
その他売上高	1,088	-
売上高合計	739,113	807,771
売上原価		
製品期首たな卸高	22,593	24,950
当期製品製造原価	119,218	199,848
合計	141,811	224,799
製品期末たな卸高	24,950	54,312
製品売上原価	116,860	170,486
商品期首たな卸高	9,250	-
当期商品仕入高	60,377	-
合計	69,628	-
他勘定振替高	1 409	-
商品売上原価	69,219	-
売上原価合計	186,080	170,486
売上総利益	553,033	637,285
販売費及び一般管理費	2 460,506	2 493,514
営業利益	92,526	143,770
営業外収益		
受取利息	2	1
受取負担金	-	113
広告料収入	-	105
受取決済手数料	-	101
受取弁済金	118	48
講師料	-	58
物品売却益	60	71
その他	1	1
営業外収益合計	182	502
営業外費用		
支払利息	121	73
株式公開費用	-	2,335
営業外費用合計	121	2,408
経常利益	92,587	141,864
特別利益		
保険解約益	-	9,221
販売促進引当金戻入額	-	3,095
受取和解金	-	1,000
貸倒引当金戻入額	70	-
事業譲渡益	11,064	-
特別利益合計	11,134	13,316
特別損失		
事業所閉鎖損失	-	4 2,459
固定資産除却損	2	-
本社移転費用	3 3,236	-
特別損失合計	3,239	2,459
税引前当期純利益	100,483	152,721

	前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)
法人税、住民税及び事業税	40,723	63,759
法人税等調整額	270	1,138
法人税等合計	40,994	62,621
当期純利益	59,488	90,099

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)		当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	109,042	85.9	168,903	74.8
労務費		11,301	8.9	3,400	1.5
外注費		1,070	0.9	51,313	22.7
経費		5,480	4.3	2,277	1.0
当期総製造費用		126,894	100.0	225,895	100.0
仕掛品期首たな卸高		-	-	-	
合計		126,894		225,895	
他勘定振替高	2	7,676		12,859	
仕掛品期末たな卸高		-		13,186	
当期製品製造原価		119,218		199,848	

(脚注)

前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)
原価計算の方法 製品別総合原価計算を採用しております。 1 経費の主なものは、次のとおりであります。 地代家賃 3,120千円 リース料 919 2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。 販売促進費への振替高 7,676千円	原価計算の方法 同左 1 経費の主なものは、次のとおりであります。 地代家賃 1,006千円 倉庫保管料 285 2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。 販売促進費への振替高 12,859千円

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	47,000	47,000
当期末残高	47,000	47,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	27,000	27,000
当期末残高	27,000	27,000
資本剰余金合計		
前期末残高	27,000	27,000
当期末残高	27,000	27,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	128,278	187,766
当期変動額		
当期純利益	59,488	90,099
当期変動額合計	59,488	90,099
当期末残高	187,766	277,866
利益剰余金合計		
前期末残高	128,278	187,766
当期変動額		
当期純利益	59,488	90,099
当期変動額合計	59,488	90,099
当期末残高	187,766	277,866
株主資本合計		
前期末残高	202,278	261,766
当期変動額		
当期純利益	59,488	90,099
当期変動額合計	59,488	90,099
当期末残高	261,766	351,866
純資産合計		
前期末残高	202,278	261,766
当期変動額		
当期純利益	59,488	90,099
当期変動額合計	59,488	90,099
当期末残高	261,766	351,866

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	100,483	152,721
減価償却費	1,722	2,434
貸倒引当金の増減額（ は減少）	70	338
販売促進引当金の増減額（ は減少）	6,209	3,095
受取利息及び受取配当金	2	1
保険解約損益（ は益）	-	9,221
支払利息	121	73
株式公開費用	-	2,335
事業所閉鎖損失	-	2,459
受取和解金	-	1,000
事業譲渡益	11,064	-
本社移転費用	3,236	-
固定資産除却損	2	-
売上債権の増減額（ は増加）	11,620	31,984
たな卸資産の増減額（ は増加）	18,490	58,636
その他の資産の増減額（ は増加）	3,196	3,159
仕入債務の増減額（ は減少）	3,611	8,001
未払金の増減額（ は減少）	418	4,480
前受金の増減額（ は減少）	-	50,336
その他の負債の増減額（ は減少）	1,029	1,707
小計	86,349	114,374
利息及び配当金の受取額	2	1
利息の支払額	121	73
法人税等の支払額	77,401	31,410
和解金の受取額	-	1,000
事業所閉鎖に伴う支払額	-	967
本社移転費用の支払額	764	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,064	82,925
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,507	2,239
無形固定資産の取得による支出	1,617	1,453
差入保証金の回収による収入	-	2,674
保険積立金の解約による収入	-	13,839
保証金の差入による支出	6,255	-
事業譲渡による収入	2 11,473	-
その他	679	306
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,586	12,513

	前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式公開費用の支出	-	2,335
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	2,335
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,477	93,103
現金及び現金同等物の期首残高	180,660	187,137
現金及び現金同等物の期末残高	187,137	280,241

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成22年3月1日 至平成23年2月28日)	当事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 製品・原材料 月別総平均法による原価法 (2) 貯蔵品 月別総平均法による原価法 なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げしております。	(1) 製品・原材料・仕掛品 同左 (2) 貯蔵品 同左 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15～50年 工具、器具及び備品 4～20年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 販売促進引当金 顧客に発行したクーポン券の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。 (追加情報) 当事業年度より顧客に対しクーポン券の発行を開始したことにより、将来の使用による費用発生に備えるため販売促進引当金を計上することといたしました。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 販売促進引当金 顧客に発行したクーポン券の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)
-	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」 (企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる影響額はありません。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年2月28日)	当事業年度 (平成24年2月29日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)																																										
<p>1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <p>事業譲渡原価への振替高 409千円</p> <p>2 販売費に属する費用のおおよその割合は50%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は50%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>広告宣伝費</td><td>143,205千円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>42,918</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>76,050</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>64,121</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,619</td></tr> <tr><td>販売促進引当金繰入額</td><td>6,209</td></tr> </table> <p>3 本社移転費用の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>固定資産除却損</td><td>296千円</td></tr> <tr><td>賃貸借契約解約損</td><td>1,192</td></tr> <tr><td>原状回復費用等</td><td>1,747</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,236</td></tr> </table> <p>-</p>	広告宣伝費	143,205千円	販売促進費	42,918	役員報酬	76,050	給料手当	64,121	減価償却費	1,619	販売促進引当金繰入額	6,209	固定資産除却損	296千円	賃貸借契約解約損	1,192	原状回復費用等	1,747	計	3,236	<p>-</p> <p>2 販売費に属する費用のおおよその割合は45%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は55%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>広告宣伝費</td><td>131,473千円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>45,470</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>84,000</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>78,991</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,408</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>25,968</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>338</td></tr> </table> <p>-</p> <p>4 事業所閉鎖損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>固定資産除却損</td><td>1,491千円</td></tr> <tr><td>リース解約損</td><td>302</td></tr> <tr><td>原状回復費用等</td><td>664</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,459</td></tr> </table>	広告宣伝費	131,473千円	販売促進費	45,470	役員報酬	84,000	給料手当	78,991	減価償却費	2,408	支払手数料	25,968	貸倒引当金繰入額	338	固定資産除却損	1,491千円	リース解約損	302	原状回復費用等	664	計	2,459
広告宣伝費	143,205千円																																										
販売促進費	42,918																																										
役員報酬	76,050																																										
給料手当	64,121																																										
減価償却費	1,619																																										
販売促進引当金繰入額	6,209																																										
固定資産除却損	296千円																																										
賃貸借契約解約損	1,192																																										
原状回復費用等	1,747																																										
計	3,236																																										
広告宣伝費	131,473千円																																										
販売促進費	45,470																																										
役員報酬	84,000																																										
給料手当	78,991																																										
減価償却費	2,408																																										
支払手数料	25,968																																										
貸倒引当金繰入額	338																																										
固定資産除却損	1,491千円																																										
リース解約損	302																																										
原状回復費用等	664																																										
計	2,459																																										

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年3月1日至平成23年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,600	-	-	11,600
合計	11,600	-	-	11,600
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	11,600	568,400	-	580,000
合計	11,600	568,400	-	580,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加568,400株は、平成23年9月16日付で普通株式1株を50株に分割したことによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)																
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成23年2月28日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">187,137千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">187,137千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	187,137千円	現金及び現金同等物	187,137千円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成24年2月29日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">280,241千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">280,241千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	280,241千円	現金及び現金同等物	280,241千円								
現金及び預金勘定	187,137千円																
現金及び現金同等物	187,137千円																
現金及び預金勘定	280,241千円																
現金及び現金同等物	280,241千円																
<p>2 当事業年度に事業譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳</p> <p>「北海道・シーオー・じえいびー」「北海道わけあり市場」「わけありグルメメニュー」の3サイトを譲渡したことにより減少した資産及び負債の内訳並びに譲渡価額と事業譲渡による収入(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">409</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>事業譲渡益</td> <td style="text-align: right;">11,064</td> </tr> <tr> <td>事業譲渡対価</td> <td style="text-align: right;">11,473</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>差引：事業譲渡による収入</td> <td style="text-align: right;">11,473</td> </tr> </table>	流動資産	409	固定資産	-	流動負債	-	固定負債	-	事業譲渡益	11,064	事業譲渡対価	11,473	現金及び現金同等物	-	差引：事業譲渡による収入	11,473	-
流動資産	409																
固定資産	-																
流動負債	-																
固定負債	-																
事業譲渡益	11,064																
事業譲渡対価	11,473																
現金及び現金同等物	-																
差引：事業譲渡による収入	11,473																

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)																																																
<p>ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 該当事項はありません。 リース資産の減価償却の方法 該当事項はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年2月29日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>3,950</td> <td>3,554</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,950</td> <td>3,554</td> <td>395</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">451千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">451千円</td> </tr> </table> <p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">919千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">789千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">56千円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具、器具及び備品	3,950	3,554	395	合計	3,950	3,554	395	1年内	451千円	1年超	-千円	合計	451千円	支払リース料	919千円	減価償却費相当額	789千円	支払利息相当額	56千円	<p>ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> </table> <p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">153千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">131千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">4千円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具、器具及び備品	-	-	-	合計	-	-	-	1年内	-千円	1年超	-千円	合計	-千円	支払リース料	153千円	減価償却費相当額	131千円	支払利息相当額	4千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																														
工具、器具及び備品	3,950	3,554	395																																														
合計	3,950	3,554	395																																														
1年内	451千円																																																
1年超	-千円																																																
合計	451千円																																																
支払リース料	919千円																																																
減価償却費相当額	789千円																																																
支払利息相当額	56千円																																																
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																														
工具、器具及び備品	-	-	-																																														
合計	-	-	-																																														
1年内	-千円																																																
1年超	-千円																																																
合計	-千円																																																
支払リース料	153千円																																																
減価償却費相当額	131千円																																																
支払利息相当額	4千円																																																

(金融商品関係)

前事業年度(自平成22年3月1日至平成23年2月28日)

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を内部留保で賄い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

資産

現金及び預金はすべて円建てであり、預金のすべてが要求払預金であります。

営業債権である売掛金は、すべて2ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が賃借している物件に係る不動産賃借契約に基づくものであり、差入先の財政状態の悪化による回収不能リスクに晒されております。

負債

営業債務である買掛金並びに未払金は、すべて2ヶ月以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画(キャッシュ・フロー計画)との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは(注)2のとおりであり、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	187,137	187,137	-
(2) 売掛金	28,248		
貸倒引当金(1)	170		
	28,077	28,077	-
資産計	215,215	215,215	-
(1) 買掛金	266	266	-
(2) 未払金	25,332	25,332	-
負債計	25,598	25,598	-
デリバティブ取引	-	-	-

(1) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(デリバティブ取引)

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
差入保証金	9,429

上記差入保証金については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	187,137	-	-	-
売掛金	28,248	-	-	-
合計	215,385	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を内部留保で賄い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

資産

現金及び預金はすべて円建てであり、預金のすべてが要求払預金であります。

営業債権である売掛金は、すべて2ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が賃借している物件に係る不動産賃借契約に基づくものであり、差入先の財政状態の悪化による回収不能リスクに晒されております。

負債

営業債務である買掛金並びに未払金は、すべて2ヶ月以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは（注）2のとおりであり、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	280,241	280,241	-
(2) 売掛金	60,232		
貸倒引当金(1)	508		
	59,724	59,724	-
資産計	339,965	339,965	-
(1) 買掛金	8,267	8,267	-
(2) 未払金	29,812	29,812	-
負債計	38,080	38,080	-
デリバティブ取引	-	-	-

(1) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(デリバティブ取引)

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
差入保証金	6,755

上記差入保証金については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	280,241	-	-	-
売掛金	60,232	-	-	-
合計	340,473	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度 (平成23年2月28日)	当事業年度 (平成24年2月29日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (平成23年2月28日)	当事業年度 (平成24年2月29日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (平成23年2月28日)	当事業年度 (平成24年2月29日)
該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成22年3月1日至平成23年2月28日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 400株
付与日	平成21年6月4日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権の相続人による行使は認めない。 その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	-
権利行使期間	自平成23年7月1日至平成28年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

		平成21年ストック・オプション
権利確定前	(株)	
前事業年度末		381
付与		-
失効		16
権利確定		-
未確定残		365
権利確定後	(株)	
前事業年度末		-
権利確定		-
権利行使		-
失効		-
未行使残		-

単価情報

		平成21年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	27,500
行使時平均株価	(円)	-
付与日における公正な評価単価	(円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成21年ストック・オプションの付与日における公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であることから、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）により、公正な評価単価に代え、単位当たりの本源的価値の見積りによって算出しております。単位当たりの本源的価値とは、当社株式の評価額と権利行使価格との差額であります。

なお、当社株式の評価は、簿価純資産価額方式と類似会社比準方式を併用して行っており、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額を下回っていることから、付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額は0円であります。

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式 20,000株
付与日	平成21年6月4日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権の相続人による行使は認めない。 その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	-
権利行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成23年9月16日付で普通株式1株を50株に分割したことにより、「株式の種類別のストック・オプションの数」が調整されております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成21年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	18,250
付与	-
失効	-
権利確定	18,250
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	18,250
権利行使	-
失効	-
未行使残	18,250

（注）平成23年9月16日付で普通株式1株を50株に分割したことにより、株式数が調整されております。

単価情報

		平成21年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	550
行使時平均株価	(円)	-
付与日における公正な評価単価	(円)	-

(注) 平成23年9月16日付で普通株式1株を50株に分割したことにより、「権利行使価格」が調整されております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成21年ストック・オプションの付与日における公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であることから、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)により、公正な評価単価に代え、単位当たりの本源的価値の見積りによって算出しております。単位当たりの本源的価値とは、当社株式の評価額と権利行使価格との差額であります。

なお、当社株式の評価は、簿価純資産価額方式と類似会社比準方式を併用して行っており、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額を下回っていることから、付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額は0円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年2月28日)	当事業年度 (平成24年2月29日)																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産(流動)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td> 販売促進引当金</td> <td style="text-align: right;">2,587</td> </tr> <tr> <td> 未払事業税</td> <td style="text-align: right;">962</td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td style="text-align: right;">891</td> </tr> <tr> <td> 法人税法上の繰延資産</td> <td style="text-align: right;">193</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(流動)合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,634</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td> 法人税法上の繰延資産</td> <td style="text-align: right;">74</td> </tr> <tr> <td> 減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">75</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要項目別内訳</p> <p style="margin-left: 20px;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p> <p style="text-align: center;">-</p>	繰延税金資産(流動)	(千円)	販売促進引当金	2,587	未払事業税	962	未払費用	891	法人税法上の繰延資産	193	貸倒引当金	0	繰延税金資産(流動)合計	4,634			繰延税金資産(固定)	(千円)	法人税法上の繰延資産	74	減価償却費	1	繰延税金資産(固定)合計	75	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産(流動)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td> 未払事業税</td> <td style="text-align: right;">3,799</td> </tr> <tr> <td> 販売促進引当金</td> <td style="text-align: right;">1,297</td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td style="text-align: right;">467</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">208</td> </tr> <tr> <td> 法人税法上の繰延資産</td> <td style="text-align: right;">74</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(流動)合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,847</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td> 減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要項目別内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正</p> <p style="margin-left: 20px;">「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。</p> <p style="margin-left: 20px;">これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて、平成25年3月1日に開始する事業年度から平成27年3月1日に開始する事業年度は、従来の41.7%から39.1%へ、平成28年3月1日以降に開始する事業年度は、36.7%に変更されます。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、変更後の実効税率を当事業年度末に適用した場合の繰延税金資産及び法人税等調整額に与える影響額は軽微であります。</p>	繰延税金資産(流動)	(千円)	未払事業税	3,799	販売促進引当金	1,297	未払費用	467	貸倒引当金	208	法人税法上の繰延資産	74	繰延税金資産(流動)合計	5,847			繰延税金資産(固定)	(千円)	減価償却費	1	繰延税金資産(固定)合計	1
繰延税金資産(流動)	(千円)																																														
販売促進引当金	2,587																																														
未払事業税	962																																														
未払費用	891																																														
法人税法上の繰延資産	193																																														
貸倒引当金	0																																														
繰延税金資産(流動)合計	4,634																																														
繰延税金資産(固定)	(千円)																																														
法人税法上の繰延資産	74																																														
減価償却費	1																																														
繰延税金資産(固定)合計	75																																														
繰延税金資産(流動)	(千円)																																														
未払事業税	3,799																																														
販売促進引当金	1,297																																														
未払費用	467																																														
貸倒引当金	208																																														
法人税法上の繰延資産	74																																														
繰延税金資産(流動)合計	5,847																																														
繰延税金資産(固定)	(千円)																																														
減価償却費	1																																														
繰延税金資産(固定)合計	1																																														

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成22年3月1日 至平成23年2月28日)	当事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)
該当事項はありません。	同左

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成22年3月1日至平成23年2月28日)

事業分離

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む

事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社インサイト

(2) 分離した事業の内容

当社のEコマース事業のうちのグルメサイト

(3) 事業分離を行った主な理由

北海道特産品等(海産物・農産物等)の分野では、競争の激化や景気低迷による消費者の節約志向なども相まって引き続き厳しい状況が続いております。これらの状況を踏まえ、また、経営リソースをコア事業となる健康食品分野に集中させるために、「北海道・シーオー・じぇいぴー」「北海道わけあり市場」「わけありグルメニュース」の3サイトを譲渡するに至りました。

(4) 事業分離日

平成23年2月1日

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

11,064千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	409千円
固定資産	-
資産合計	409
流動負債	-
負債合計	-

3. 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	96,958千円
-----	----------

当事業年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度(平成24年2月29日)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点では移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることが不可能であるため当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成22年3月1日至平成23年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)

当社はEコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	木下 勝寿	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接69.0	-	リース取引に対する債務被保証(注)2	451	-	-

(注)1. 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社のリース取引に対して個人保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額は、事業年度末日における未経過リース料期末残高相当額であります。

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)
1株当たり純資産額 22,566.12円 1株当たり当期純利益金額 5,128.35円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	1株当たり純資産額 606.67円 1株当たり当期純利益金額 155.34円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 当社は、平成23年9月16日付で株式1株につき50株の株式分割を行っております。 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。 1株当たり純資産額 451.32円 1株当たり当期純利益金額 102.57円

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)
当期純利益(千円)	59,488	90,099
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	59,488	90,099
期中平均株式数(株)	11,600	580,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成21年ストック・オプション(新株予約権の数 365個)。詳細は、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成21年ストック・オプション(新株予約権の数 365個)。詳細は、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)
該当事項はありません。	<p>(公募による新株式の発行)</p> <p>当社は平成24年4月20日付で証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャスから上場承認を受け、平成24年5月29日に上場いたしました。</p> <p>株式上場にあたり、平成24年4月20日及び平成24年5月9日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成24年5月28日に払込が完了いたしました。</p> <p>この結果、資本金は72,300千円、発行済株式総数は630,000株となっております。</p> <p>募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)</p> <p>発行する株式の種類及び数 : 普通株式 50,000株</p> <p>発行価格 : 1株につき 1,100円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>引受価額 : 1株につき 1,012円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。</p> <p>なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>発行価額 : 1株につき 782円 この金額は会社法上の払込金額であり、平成24年5月9日開催の取締役会において決定された金額であります。</p> <p>資本組入額 : 1株につき 506円</p> <p>発行価額の総額 : 39,100千円</p> <p>資本組入額の総額 : 25,300千円</p> <p>払込金額の総額 : 50,600千円</p> <p>払込期日 : 平成24年5月28日</p> <p>資金の用途 : 広告宣伝費、販売促進費、人材採用・教育のための運転資金、及びシステムのための設備投資資金に充当する予定であります。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	6,723	-	2,323	4,400	598	531	3,801
工具、器具及び備品	2,356	2,239	1,062	3,534	1,662	1,218	1,872
有形固定資産計	9,079	2,239	3,385	7,934	2,260	1,750	5,673
無形固定資産							
ソフトウェア	2,065	-	477	1,588	892	476	695
商標権	1,652	1,453	-	3,105	268	207	2,837
無形固定資産計	3,717	1,453	477	4,693	1,161	684	3,532

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	170	508	-	170	508
販売促進引当金	6,209	3,114	-	6,209	3,114

(注) 貸倒引当金及び販売促進引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	264
預金	
普通預金	278,161
郵便貯金	1,814
小計	279,976
合計	280,241

売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ゼウス	20,852
株式会社ネットプロテクションズ	16,400
株式会社キャッチボール	9,479
楽天株式会社	7,044
佐川フィナンシャル株式会社	6,142
その他	312
合計	60,232

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 366
28,248	848,160	816,175	60,232	93.1	19.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品及び製品

品目	金額(千円)
製品	
カイトキオリゴ	44,712
奇跡の肌砂糖	6,177
紅珠漢	3,148
その他	275
合計	54,312

仕掛品

品目	金額(千円)
カイトキオリゴ仕掛品	13,186
合計	13,186

原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
原材料	
カイトキオリゴ原材料	42,949
紅珠漢原材料	3,697
小計	46,646
貯蔵品	
販促物	6,672
包装資材	1,493
小計	8,166
合計	54,813

買掛金

相手先	金額(千円)
協和薬品株式会社	5,248
株式会社アピサル・ジャパン	2,257
その他	761
合計	8,267

未払金

相手先	金額(千円)
株式会社アサツーディ・ケイ	4,592
北菱フォト株式会社	4,326
郵便事業株式会社	3,309
札幌北社会保険事務所	2,540
佐川急便株式会社	2,475
その他	12,568
合計	29,812

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	28,467
住民税	5,868
事業税	9,115
合計	43,450

前受金

区分	金額(千円)
年間購入コース前受金	50,336
合計	50,336

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成23年3月1日 至平成23年5月31日	第2四半期 自平成23年6月1日 至平成23年8月31日	第3四半期 自平成23年9月1日 至平成23年11月30日	第4四半期 自平成23年12月1日 至平成24年2月29日
売上高(千円)	-	-	213,972	251,515
税引前四半期純利益金額 (千円)	-	-	34,740	63,933
四半期純利益金額(千円)	-	-	20,527	37,549
1株当たり四半期純利益金額 (円)	-	-	35.39	64.74

(注) 当社は、平成24年5月29日付で札幌証券取引所アンビシャス市場に上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、清明監査法人により四半期レビューを受けております。

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.kitanotatsujin.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2 株主名簿管理人である住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更し、以下のとおり商号・住所等が変更となっております。

取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成24年4月20日北海道財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年5月10日及び平成24年5月18日北海道財務局長に提出。

平成24年4月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年4月16日

株式会社北の達人コーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 島貫 幸治 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村 貴之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北の達人コーポレーションの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北の達人コーポレーションの平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月30日

株式会社北の達人コーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人

指定社員 公認会計士 島貫 幸治 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 中村 貴之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北の達人コーポレーションの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北の達人コーポレーションの平成24年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年4月20日及び平成24年5月9日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、平成24年5月28日に払込が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。